平成 29 年度 政府保証株式会社東日本大震災事業者再生支援機構債 の引受会社候補の募集について

㈱東日本大震災事業者再生支援機構

当機構は、平成 29 年度において下記のとおり、政府保証株式会社東日本大震災事業者再生支援機構債(以下「支援機構債」)を発行する予定です。

つきましては、平成 29 年度に発行する支援機構債の引受会社候補を募集いたします。申し込みを希望される場合は、内容をご確認いただき、期限までに必要書類のご提出をお願いいたします。

記

1. 平成29年度の発行計画

4 年債	200 億円×1 回
------	------------

- 2. 社債発行予定 平成 29 年 11 月中旬
- ※1. 発行にあたっては株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第39条に基づく発行の認可が必要となります。
- ※2.上記年限・金額等については、市場環境等により変更する場合があります。
- ※3. 条件決定日及び発行日については、決定次第、当機構ホームページ上で公表いたします。

引受会社候補の募集について

1 提出書類

- (1) 引受会社候補の選定に係る申込書
 - ※別添1の様式に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- (2) 国債、政府保証債、財投機関債の引受実績、主幹事実績 (発行日ベースで平成 27 年度以降、29 年 6 月末まで)
- (3) 国債、政府保証債、財投機関債の引受実績がない場合は、公募普通社債の引受実績 (発行日ベースで平成27年度以降、29年6月末まで)
- (4) 政府保証債の引受・販売体制
 - ·引受及び販売部署の概要(引受部門、シンジケーション部門、販売部門(支店網を含む)と相互の連絡体制、専任担当者の有無等)
 - ·国内販売拠点数 等
 - ※(2)~(4)は、別添2の様式に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- 2 提出方法及び提出先

郵送又は持参によりご提出願います。

提出先:株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 総務部管理室 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビルディング 10 階

3 提出期限

平成 29 年 8 月 22 日 (火) 17:00 必着

- 4 引受会社候補等の選定方法
 - (1) 引受会社候補の選定

申込者を対象に以下の基準に照らして審査を行い、引受会社候補を選定します。

(選定結果の公表は8月下旬を予定しています。入札に関する詳細は別途連絡します。)

【選定基準】

- ①平成27年4月~29年6月末までに、国債、政府保証債、財投機関債、公募普通社債の 引受実績があること
- ②当機構の政府保証債の引受能力や販売体制等に問題がないことが認められること

(2) 引受会社の選定

引受会社候補を対象にイールドダッチ方式による入札を行い、引受会社を選定します。 【入札の方法】

低い利回りの札から順に発行予定金額に達した利回り(以下「落札最高利回り」)までを 落札として、全ての落札先を引受会社として指名します。なお、落札額が最も多い引受会 社 1 社を事務幹事とし、契約書作成等の事務を行っていただきます(落札額の最も多い引 受会社が複数ある場合には、当機構の定めた基準により決定します。)。

- ※ 落札最高利回りにおける応募札を全て落札すると発行予定額を超過する場合は、募入 最高利回りにおける応募額に応じて按分処理(注)を行います(発行額を上回る落札は 行いません)。
- (注)募入最高利回りにおける最終落札者が 1 社の場合には、超過金額を応募金額から減額して割り当てます。最終落札者が複数の場合は、募入最高利回りにおける按分比率 (残りの必要額/募入最高利回りでの応募額合計)を算出した上で、個々の最終落札者の応募額に按分比率を乗じた金額を割り当てます(1億円単位とし、端数が生じた場合には、募入最高利回りにおける最大応募先(最大応募先が複数の場合には当機構の定めた基準により決定した者)に上乗せします)。
 - クーポンの刻み: 0.001%刻み
 - ・クーポンの算出方法:募入最高利回りの小数点以下第4位を四捨五入。

5 その他重要事項

(1) 応札条件【厳守事項】

- ① 応札義務 平成29年度に実施される支援機構債入札への応札(ただし、応札利回りが 市場実勢から著しく乖離し、相応な利回りでの応札ではないと判断される場 合には応札として認めないこととし、引受候補会社から除外する場合があり ます)。
- ② 情報提供 各入札日の前営業日の13時までに当機構指定のインディケーションを提出。 落札者は、16時までに販売状況報告書を提出。
- ③ 最低応札額 発行予定額の10%
- 4) 応札上限額 発行予定額
- ⑤ 応札額一口の金額 10億円単位でその整数倍
- ⑥ 値幅制限 応札利回りの最低と最高の差は 0.05%以内
- ⑦ 応札本数制限 最大 10 本
- ⑧ 応札利回りの刻み 0.001%
- (2)引受手数料

4年債: 額面 100 円当たり 15 銭(税別)

- (3) 留意事項
- ① 引受会社候補に指定した場合でも、当機構が引受会社候補として不適切と判断した場合には、年度途中であっても引受会社候補としての資格を停止することがあります。
- ② 入札日当日において、当機構の事情による場合を除き、締切時刻までに入札書の提出がなかった場合は、応札がなかったものとみなします。